

エンプティ・ボートィング

武井 一浩
森田 多恵子

目 次

- | | |
|--|-------------------------------------|
| 1. エンプティ・ボートィングとは何か | 5. エンプティ・ボートィングおよび潜伏所有権に対する諸外国の対応状況 |
| 2. エンプティ・ボートィングの例 | 6. 日本で議論されている議決権と経済的権利との乖離 |
| 3. 難問であるエンプティ・ボートィングへの規律のあり方 | 7. 今後の課題 |
| 4. 周辺論点としての潜伏所有権 (Morphable Ownership) およびウルフパック戦略 | |

エンプティ・ボートィング (empty voting) は、共益権である議決権と自益権である経済的所有権とを分離し、議決権に見合う経済的所有権を保有することなく議決権を行使する事態をいう。株式会社法制が株主に議決権を付与している前提を揺るがす懸念があるが、規律のあり方は各国にとって難問となっている。

1. エンプティ・ボートィングとは何か

エンプティ・ボートィング (empty voting) とは、共益権である議決権と自益権である経済的所有権とを分離し、議決権に見合う経済的所有権を保有することなく、議決権を行使する事態をいう。

エンプティ・ボートィングは、一株一議決権原則を代表例とする経済的所有権と議決権の一致という原則形に対し、経済的所有権と議決権とのずれを何処まで許容するかという問題の一類型である。「経済的所有権<議決権」で保有する経済的所有権が特に小さい場合がエンプティ・ボートィ



武井 一浩 (たけい かずひろ)

西村あさひ法律事務所。弁護士。1989年東京大学法学部卒業。96年ハーバード大学ロースクール卒業 (LL. M.)。97年オックスフォード大学経営学修士 (MBA)。97年ニューヨーク州弁護士登録。主な著書に『企業法制改革論—日本経済活性化に向けた提言 (I) (II)』 (共著、中央経済、2012/2013年)、『役員報酬改革論』 (共著、商事法務、2013年) がある。



森田 多恵子 (もりた たえこ)

西村あさひ法律事務所。弁護士。2003年京都大学法学部卒業。10年ペンシルバニア大学ロースクール卒業 (LL. M.)。11年ニューヨーク州弁護士登録。主な著書に『金商法体系I—公開買付け(1)(2)』 (共著、商事法務、2011年、2012年)、『大量保有報告の実務』 (共著、商事法務、2009年) がある。